

横浜市請負工事等余裕期間制度実施要綱

制定 令和3年4月1日 財契一第3603号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市（医療局病院経営本部を除く。以下同じ。）が発注する工事及び製造（物品の製造を除く。）の請負（以下「工事」という。）において、発注及び施工時期の平準化並びに受注者の円滑な工事施工体制の確保に資するため、技術者の配置を猶予し、労働者の確保や建設資材の調達ができる余裕期間を設定した契約方式を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) **工事着手期限日** 発注者が定める、工事に着手する期限の日とする。
- (2) **工事完成期限日** 発注者が定める、契約期間の最終の日とする。
- (3) **余裕期間** 契約締結日から工事着手期限日の前日までの期間とする。ただし、受注者から当該期間中に着手届出書が提出されたときは、その前日までの期間とする。
- (4) **実工期** 実際に工事を施工するために必要な期間とする。なお、準備期間と後片付け期間は実工期に含むが、余裕期間は含まないものとする。
- (5) **全体工期** 余裕期間と実工期を合わせた期間とする。

(対象工事)

第3条 余裕期間制度の対象工事は、本市が発注する工事のうち、工事担当局長が決定するものとする。

(余裕期間の範囲)

第4条 余裕期間は、原則として4か月を超えない範囲で、発注者が設定するものとする。

(余裕期間内の取扱い)

第5条 余裕期間中は、監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）及び現場代理人を配置することを要さない。

2 受注者は、労務の手配や現場に搬入しない資材等の準備について、受注者の責により行うことができる。なお、余裕期間中における作業の可否について別表1に掲げる。

(対象工事の明示)

第6条 発注者は、余裕期間制度を適用するときは、余裕期間制度適用工事であることを入札公告で示すこととする。また、次の各号について入札公告又は仕様書等で示すこととする。

- (1) 工事着手期限日及び工事完成期限日
- (2) 余裕期間中は、監理技術者等の配置を要しないこと。
- (3) 前払金の請求は、原則として工事着手期限日より前には請求できないこと。

(工事着手)

第7条 発注者が認める場合、契約締結後、余裕期間内に受注者の着手準備が整えば、受発注者協議（受発注者双方の合意）の上、余裕期間を短縮し工事着手することができるものとする。このとき、受発注者協議により、実工期に合わせて適切な工期を定め、工事完成期限日等に係る契約の変更を行うものとする。ただし、実工期が積上げによらない維持管理工事は除く。なお、配置する監理技術者等及び現場代理人の他工事への従事状況等について、建設業法（昭和24年法律第100号）を遵守しなければならない。

- 2 発注者が余裕期間の短縮を認めない場合、受注者は工事着手期限日まで工事に着手することができないものとする。
- 3 発注者は発注する工事が前2項のいずれにあたるかについて、仕様書等で示すものとする。
- 4 当初契約締結後、発注者の提議による受発注者協議により、工事着手期限日等に係る契約を変更することで、余裕期間を延長することができる。このとき、工事完成期限日も受発注者協議により適切に定めることとする。なお、この場合においても、変更後の余裕期間は原則として4か月を超えない範囲とする。

(契約関係の手続き等)

- 第8条 工事实績情報サービス (CORINS) による技術者の登録は、実工期にて登録するものとし、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録申請するものとする。なお、余裕期間等の登録を工事实績情報サービス (CORINS) が定めるときは、その定めのとおりとする。
- 2 工事着手届、監理技術者等及び現場代理人の通知は、工事着手にあたり発注者へ提出するものとする。
 - 3 工事着手にあたり、受注者は他の工事に従事していた監理技術者等及び現場代理人を配置するとき、関係書類 (工事検査結果通知書など) を提示し、発注者に従事状況を説明しなければならないものとする。
 - 4 工程表は余裕期間も含めた全体工期を記載するものとする。
 - 5 契約保証の期間は全体工期を満たすものとし、契約締結の日から全体工期の終期までを対象とする。
 - 6 余裕期間中の工事用地の管理は、発注者の責任において行うものとし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等を行ってはならないものとする。

(積算関係の取扱いと経費の負担)

- 第9条 工事費の算定にあたっては、実工期を基本に算出するものとし、余裕期間を設定しても割増等を行わないものとする。
- 2 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。
- 2 この要綱の規定は、施行日以後に公告する工事から適用する。

余裕期間中における作業の可否(一覧)

	作業内容	可・否	備考
基準	余裕期間中は主任又は監理技術者及び現場代理人が配置されていないため、工事の着手及び、工事準備に該当することを行うことはできません。		
関係者との協議	関係者との協議	可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協力業者 ・ 資材メーカー等
		不可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事発注課、監督課 ・ 警察、労基署などの公的機関 ・ 近隣住民 (近隣の自治会関係者等)
届出書類	届出等書類等の作成 (現地踏査は不可)	可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足場設置届 ・ 振動騒音等届出 ・ 道路使用届 ・ 道路占用届 ・ 特定粉じん排出等作業実施届出等
	書類等の届出	可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約に必要な書類 (請負代金内訳書、工程表等)
市への提出書類	発注課、監督課への提出書類の作成	可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施工程表、施工図等各種提出書類 ・ 近隣説明文 (配布不可)
		不可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書 ・ 施工体制台帳等 (施工計画の作成は主任・監理技術者の職務：監理技術者制度運用マニュアル参照)
	機器・製作物の図面作成 工場製作物(市中品レベル)の手配 (メーカー製品など元請けの技術管理 が必要ない機器単体 照明器具、空調機 タイル等)	可	<p>現地調査は不可</p> <p>メーカー既製品等の発注が可能なもの等</p>
	工場製作 (元請けの技術管理が必要なもの)	不可	現場に合わせた承諾図や打合せが必要なもの
その他	構造チェック、数量計算	可	
	下請けとの契約		
	資機材の準備、購入、手配		

技能労働者等の手配		
工事看板、掲示板製作		
現況写真撮影		現場内の侵入は 不可
既存施設、現場の調査・踏査	不可	
現地測量		
現地への資機材搬入		
仮設物の設置(工事看板掲示等も含む)		
樹木の伐採、除草、試掘等		

※ 1、コリンズの登録は契約工期で行い、契約後 10 日以内に登録し、技術者は従事期間（実工期）を記載